

## 子ども・子育て等に係る次期計画について

### 1. こども基本法について

●こども基本法 10 条において、

市町村は、国が策定する「こども大綱」と都道府県が策定する「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」（以下、「こども計画」といいます。）を策定するよう努力義務が課せられました。

※こども大綱は令和 5 年中に策定される予定です。

●こども計画は、

各法令に基づく、以下の市町村計画と一体のものとして策定できるものとされています。

①子ども・若者育成支援推進法第 9 条に規定する市町村子ども・若者計画

②子どもの貧困対策推進に関する法律第 9 条に規定する市町村計画

③その他、地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの

（例）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

●こども基本法 9 条において、「こども大綱」には、

①少子化社会対策基本法第 7 条 1 項に規定する総合的かつ長期な少子化に対処するための施策  
（少子化社会対策大綱）

②子ども・若者育成支援推進法第 8 条 2 項各号に掲げる事項  
（子ども・若者育成支援推進大綱）

③子どもの貧困対策推進に関する法律第 8 条 2 項各号に掲げる事項  
（子どもの貧困対策大綱）

上記に記載している既存の 3 つの大綱を含むものとされているため、この大綱を勘案して策定する「こども計画」にも、これらに相当する内容が含まれることになります。

### 2. こども計画に関連する本市の計画について

●「第 2 期枚方市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度）には、

①子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画

②子どもの貧困対策推進に関する法律第 9 条に規定する市町村計画

※子どもの貧困対策大綱を勘案し策定する計画

③次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

※少子化社会対策大綱を勘案し策定する計画

の 3 つの計画が包含されています。

- 「枚方市子ども・若者育成計画（第2期）」（計画期間：令和5年度～令和9年度）は、「子ども・若者育成支援推進大綱」を踏まえ策定した、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画であり、「ひきこもり、ニート、不登校」に特化した内容が含まれた計画となっています。

※「子ども・若者育成支援推進大綱」に盛り込まれている「ひきこもり、ニート、不登校」を除く、児童虐待やいじめ、子どもの貧困など、子どもの課題に関する内容は「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」に含まれています。

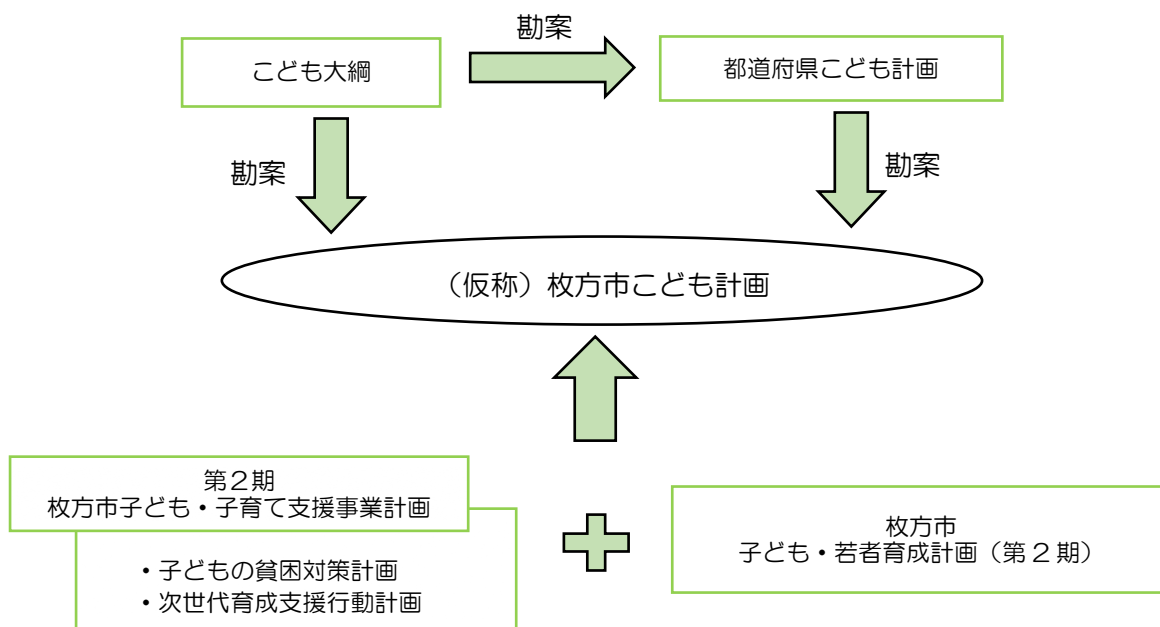
### 3. 次期計画の策定にあたって

- 「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えるため、この機会を捉え、令和7年度を始期とする「こども計画」の策定に取り組んでいきたいと考えています。

- 本市においてこども計画を策定するには、

「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」と「枚方市子ども・若者育成計画（第2期）」を一体化し、こども大綱の中で本市の実情に沿った内容などを勘案し、策定していくこととなります。

【こども計画策定のイメージ図】



●令和5年度中に、計画策定に向けて以下の基礎調査を実施。

①大阪府子どもの生活に関する実態調査 ⇒ 大阪府と共同で令和5年7月に実施済

②子育て支援に関するニーズ調査 ⇒ 令和6年1～2月に実施予定

こども基本法11条では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するにあたっては、こどもの意見を反映させるために必要な措置を講ずる旨が定められているため、上記の基礎調査の他に、こども・若者からの意見聴取等を行います。(令和6年度予定)

●こども計画を策定するにあたっては、今後、本分科会(枚方市子ども・子育て専門分科会)に諮問し、ご審議いただきたいと考えておりますが、こども計画は18歳以上の青年期の若者も対象となっているため、例えば、「枚方市子ども・若者育成計画(第2期)」の策定に関してご審議いただいた「枚方市青少年問題協議会」の委員など、本分科会以外の委員からもご意見をいただきながら、計画策定に取り組みたいと考えております。